

令和2年6月

# 藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年6月25日（木）午後2時30分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年6月25日（木）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 4 番	山 口 貞 雄
2 番	渡 貫 直 正	1 5 番	漆 原 豊 彦
3 番	吉 原 豊	1 6 番	櫻 井 一 雄
4 番	熊 山 直 行	1 7 番	佐 藤 賢 一
5 番	宮 治 潔	1 8 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	1 9 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	2 0 番	加 藤 登
8 番	古 谷 修 一	2 1 番	佐 川 俊 夫
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 2 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	齋 藤 義 治	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 1 番	渡 邊 文 雄	2 4 番	浅 場 宣 靖
1 2 番	飯 田 芳 一	2 5 番	福 岡 則 夫
1 3 番	田 代 恵美子		

欠席委員は、次のとおり

番		番	
---	--	---	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主幹	草 柳 真 治	上級主査	伊 藤 洋 一
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 20号 農地造成工事届出について
- 日程第 5 議案第 21号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出  
について
- 日程第 6 議案第 22号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基  
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 報告第 8号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 議案第 23号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に対  
する意見について
- 日程第 9 議案第 24号 特定農地貸付け承認取消しについて
- 日程第10 議案第 25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第11 議案第 26号 非農地証明願について
- 日程第12 報告第 9号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて
- 日程第13 議案第 27号 令和3年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る  
意見書について（別冊）

開会 午後2時30分

事務局（嶋田勝弘事務局長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開会いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員総数25名、出席者数25名でございます。

まず初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

新型コロナの関係で自粛が続きまして、3カ月ぶりの全委員参加での総会になりました。

新聞やテレビは、連日新型コロナの話題で、国民全体が評論家のようになっております。どれが正しくてどれが間違っているのか、なかなか判断ができないときもございます。電車やバスに乗っておりますも、ほとんどの人がマスクをかけていますし、たまたまマスクをかけていない人がいると、大変な注目の的になっているような状況でございます。

そういう中、数字的な結果もいろいろ出ておまして、日本では、亡くなった方が九百数十人ということがございますし、感染した人も2万人以下でございます。この辺も、世界からは非常に不思議がられているところでございますが、現実的には、このような数字が出ております。

このあたりについて、日本人の感染者、あるいは死亡者がなぜ少ないのか、明らかにしていただいて、ワクチンや治療薬が早くできることを期待したいと思います。

この新型コロナ騒動で、農業にもいろいろな影響が出ております。

きょうは神奈川県からパンフレットが配られると思いますから、ぜひ参考にさせていただきたいのですが、10万円の給付金は各家庭に届きつつあるそうですけれども、そのほかにもいろいろな補助や補償金が出ておりますので、パンフレットを見るなり、行政に相談をするなどしていただければいいのではない

かと考えまして、準備をさせていただきました。

神奈川県でも各窓口があると思いますけれども、藤沢市でも新型コロナ対策として補助金、補償金が出るようでございますので、その辺も、ぜひとも利用していただきたいと思っております。

それでは、6月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、5番の宮治潔委員と6番の上田洋子委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、3名。所有面積、41a。耕作面積、41a。譲渡人、住所氏名、記載の

とおりです。当該農地、地番、用田字中根松。地目、3筆全て畑。地積、740㎡、499㎡、19㎡、合計3筆で1,258㎡。権利の種類は、売買による所有権移転です。申請理由は、譲受人が、農業経営規模拡大のため。譲渡人が、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、佐藤賢一委員。

17番（佐藤賢一委員） 本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「道庵橋」から南東に約300mの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、水稻及び露地野菜の生産・販売を中心に農業経営を行っており、このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地については、サトイモ、ジャガイモ、トウモロコシを生産する計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございますか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第17号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第17号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第4条の規定による許可申請について」、説明をまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、53a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田字大河内。地目、畑。地積、138㎡。転用目的、貸車両置場。立地基準、第2種農地。農用地区域除外日、当初より。他に山林現況雑種地を含みます。

続きまして、番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、95a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田字大河内の2筆。地目、ともに畑。地積、276㎡、324㎡、合計600㎡。転用目的、貸資材置場及び貸駐車場。立地基準、第2種農地。農用地区域除外日は、平成2年3月31日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、佐藤賢一委員。

17番（佐藤賢一委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「新用田辻」交差点の西側に約150mの土地になります。

資料は3ページをお開きください。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

申請地の近隣で、新車、中古車の販売及び修理等を行う業者が、車両置場として適地を探しており、土地所有者である申請者に要望があったため、申請者が自ら貸車両置場を造成し、業者に賃貸するものです。

現在は、修理車両や展示車両、来客用の駐車スペースで土地がいっぱいになり、その都度車両を入れ替えています。仕入れもままならず、非効率な状態が続いているため、車両置場を探していたとのことです。

申請地は、北東側は山林現況雑種地となっており、今回の転用で併せて車両置場とする予定です。

その向こう側は法地となっており、土地が低くなるため、転落防止及び土砂流出防止のため、単管パイプを地上高80cm、足場板を地上高20cmで設置します。

西側の宅地境界には、既設のブロックフェンス3段があるため、特に新設はしません。

南側は、出入り口部分を除き北側及び東側同様に単管パイプと足場板で土砂流出を防ぎます。

また、敷地内は砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。

地区協においては、代理人と面談し、近隣に残る農地に影響がないよう、また、バイパスで交通量の多い道路に面しているため、安全面に十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

17番、佐藤賢一委員。

17番（佐藤賢一委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「新用田辻」交差点の西側に約330mの土地になります。

資料は5ページをお開きください。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。



これまで市内大庭に資材置場を賃借していた建設業者が、事業規模の拡大や、藤沢市北部及び海老名市、綾瀬市等への事業エリアの拡大を考慮して、本市北部方面に適地を探しておりました。

土地所有者である申請者に要望があったため、申請者が自ら貸資材置場及び貸駐車を造成し、業者に賃貸するものです。

申請地を転用できた場合には、これまでの資材置場は引き払う予定とのこととで、事業規模の拡大を見込み、これまでの約1.5倍の事業計画面積となっております。

申請地は、北東側は道路、南側は宅地及び一部道路、西側は農地に接しています。

西側農地の境界には、地上高190mmを確保して、コンクリートブロック2段積みを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

南側は、既設の玉石積み擁壁、ブロック積みがあるため、特に設置物は設けません。

また、敷地内は砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。

地区協においては、代理人と面談し、近隣に残る農地に影響がないよう、また、バイパスで交通量の多い道路に面しているため、安全面に十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

この場所は、多分バイパスの脇だと思いますが、かなり斜面がきついですよね。

17番（佐藤賢一委員）　そうです。番号1の方は道と平らですけども、番号2の場合は、随分（3m、4m）上がって、30度ぐらいの傾斜で上がっていくような場所です。

議長（齋藤義治委員）他に何か意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第18号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第18号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、100a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田字南原、1筆。地目、畑。地積、264㎡。内容は、使用貸借権設定、自己住宅への転用になります。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別は、第2種農地になります。

続いて、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、73a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤字都築山、1筆。地目、畑。地積、380㎡。内容は、貸借権設定、資材置場への転用になります。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別は、第3種農地になります。

番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、49a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤字矢向、2筆。1筆が、地目、畑。地積、448㎡。残り1筆が、地目、畑。27㎡。2筆合わせて475㎡になります。内容は、貸借権設定、駐車場への転用。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別は、第3種農地になります。

地区、六会・長後。番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、25a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、長後字中原、1筆。地目、畑。地積、1,051㎡。内容は、所有権移転、犬の訓練場への転用になります。農用地区域除外日、当初より。農地種別は、第2種農地になります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、佐藤賢一委員。

17番（佐藤賢一委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「用田神社入口」交差点から北東に約180mの土地になります。

資料は7ページをお開きください。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

譲受人は、現在父と同居しておりますが、父の農地を一部管理し、経営等も独立して行っているため、世帯を分けて本家住宅を別に建築するための転用を行うものです。

耕作地に近く、将来両親の介護を行うため、父の世帯の近くである申請地が適地であったとのことです。

申請地は、東側が譲渡人所有の宅地であり、行き来があるため被害防除は行いません。

南側は畑に接しているため、地上高16.3cmを確保して矢板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。また、一部隣接宅地に接していますが、こちらには既設で地上高120cmのコンクリートブロック6段積みがあるため、これを利用します。

西側は宅地となっており、こちらも既設で地上高85cmのコンクリートブロック5段積みがあるため、これを利用します。

北側の自己管理農地との境界には、特に被害防除は設置しません。

敷地内は転圧のみとし、雨水については浸透マスを設置し敷地内浸透処理とします。汚水については、合併浄化槽を新設し、オーバーフロー分を道路側溝に接続し、排水します。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地や、近隣の住宅等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

18番、宮治時男委員。

18番（宮治時男委員） 本件の申請地につきましては、県道遠藤・茅ヶ崎線にある「遠藤矢向」交差点から西に約200mの土地になります。

資料は10ページをお開きください。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には遠藤丸山公園と矢向公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、造園土木建築業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用している資材置場では手狭になることから、規模の見合う適地を探しており、申請地が該当したとのことです。

なお、転用許可後、現在使用している資材置場は引き払う予定とのことでした。

申請地は、北側が公道、南側が私道になります。

西側が宅地、東側は現況がありませんが、道路用地となっております。

出入り口は北面で、西側の宅地境界には既設のコンクリートブロックがありますので、これを利用し、被害防除とします。

南側から資材置場として使用する東側の法面の上部分にかけて、地上高30cmになるようコンクリートブロックを積み、その上に1mのフェンスを設置

し、土砂等の流出を防ぎます。

東側の法面の傾斜が30度未満であり、また、道路形態もないため、道路用地と法面の境界には被害防除はしません。

敷地内は砕石仕上げとし、雨水については雨水マスを設置し、敷地内処理とします。

地区協においては、譲受人と面談し、近隣の住宅等に影響がないよう十分配慮することと、道路幅員が狭いため、出入口の通行には注意することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

18番、宮治時男委員。

18番（宮治時男委員） 本件の申請地につきましては、県道遠藤・茅ヶ崎線にある「遠藤矢向」交差点から北東に約100mの土地になります。

資料は12ページをお開きください。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には遠藤丸山公園と矢向公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、特別養護老人ホームを建設するに当たり、職員用の駐車場として適地を建設予定地の近くで探しており、申請地が該当したとのこと。

申請地は、西側の一部が宅地、その他が道路に接しております。

出入口は北面及び西面で、それ以外の部分については、単管パイプ及び地上高10cmになるよう鋼製囲板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

西側及び北側の道路に面している部分には、砂利止めコンクリートを打ち、土砂等の流出を防ぎます。



北側は農地となっており、西側及び南側は山林となっております。

訓練所の外柵には、南側を除き地上高40cmとなるようブロック2段積みを設置し、さらに1.4mのネットフェンスを設置します。

南側については、訓練所外柵にブロック積み1段に地上高1mとなるようネットフェンスを設置し、その外側にベンチ等のスペースを設け、隣地との境界には、地上高40cmとなるようブロック2段積みを設置し、さらに1.4mのネットフェンスを設置します。

また、駐車場の南側は、隣地との境界に地上高30cmでブロック2段積みを設置します。

敷地内は、訓練所が芝生敷き、それ以外は砂利敷きとし、雨水については敷地内浸透処理とします。

地区協において、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

こういう施設の場合、ドッグランなどがいろいろ問題になりますけれども、ここは犬の訓練所ということですが、人がかなり来るのではないかと思いますけれども、その辺の、例えば事務的なものはどこでやるのでしょうか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 事務所については、葛原の自宅に置くということなので、そちらでやるようになると思います。現地には建物等は設けませんので、訓練のみを行うような形になります。

また、ドッグランのように自由に出入りができるものではなくて、トレーナーがついて1対1で教える形になるので、完全予約制となっております。

議長（齋藤義治委員） 動物ですと、鳴き声やにおいなどがよく問題になりますけれども、この場所は、そういう場所ではないということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 申請者は、その点を配慮しまして、近隣に住宅が余りないところということで探していたようで、この場所は、周りに森や農地しかありませんので、騒音等に関しては問題ないと思います。

議長（齋藤義治委員） はい。

他に何か意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第19号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第19号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第20号「農地造成工事届出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地造成工事届出について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。届出人、住所氏名、記載のとおりです。耕作者、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、葛原字塩井淵の1筆。地目、畑。地積、1,921㎡。内容、盛土による整地。工事期間、通知日から令和2年10月15日まで。工事施工者、住所氏名、記載のとおりです。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

15番、漆原委員。

15番（漆原豊彦委員） 本件の申請地つきましては、市道葛原・下滝線にある「葛原前田」交差点から北西側に約120mの土地になります。

資料は16ページをお開きください。

工事の概要といたしましては、耕作者がメロンの水耕栽培でハウスを建てるに当たり、勾配のある土地を盛土・整地し平らにするものです。



申請地は、南側から北側に土地が最大で85cm程度低くなっており、南側の道路の高さに合わせるように赤土を入れるとのことでした。

仕上げは、中央付近に段差を設けて2段の農地とし、中央及び北側の勾配は30度以下とします。

土留め等の設置は、特に行わないとのことでした。

搬入土量につきましては、約934m<sup>3</sup>で、1日当たり4トン車で10台、土の採取場所は、海老名市めぐみ町にある開発現場です。

また、藤沢市開発業務課の「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」にかかる相談が行われていることを確認しております。

なお、造成工事後は、通年でメロンの水耕栽培を行う計画となっております。

今回の農地造成工事に当たり、工事の施工を自ら行う耕作者と、地区委員の私、漆原と、事務局の伊藤さんで事前に現場立会を行い、施工方法を確認し、地区協におきましても、耕作者と面談し、トラックの搬入経路の安全確保、畑に適した良質な土の搬入、関係機関との十分な協議などについて指導いたしました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

ここは造成工事と、あとは施設（ハウス）もつくるということですが、そうすると、総額的にもかなりの金額になると思いますけれども、その辺の資金的な裏付けは取っておりますか。

事務局（草柳真治主幹） 資金の裏付けまでは取っておりません。転用等の場合には資金の裏付けを取りますけれども、こういったときには、農業者の方への資金の裏付けというものは、特に取っておりません。

議長（齋藤義治委員） これをなぜ聞いたかということ、最近、企業が進出して途中で撤退をすることが時々あります。そうした場合、大概が資金的にショートして、それで撤退をするということですが、その辺のこともあつて確認をしましたけれども、転用ということであれば資金の裏付けを取るわけですね。

事務局（草柳真治主幹） はい。転用は、要件の一つとして具体的な資金計画を出さ



番号9から番号11は、このたび、新規就農される方の新規借受分で、資料は20ページからになります。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、御本人と面談し、就農計画等について確認しております。当該地においては、ブロッコリーを作付けする予定となっております。

番号12は、亀井野を中心に295aを耕作する方の更新借受分。

番号13は、西俣野を中心に19aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。当該地では、サトイモを作付けしていく予定となっております。

番号14は、石川を中心に427aを耕作する方の更新借受分。

なお、利用権設定を行う農地については、全て現地確認を行い、特段問題はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かありましたら、お願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第21号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第21号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第22号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、日程第6、議案第22号「農地中間管理事業に係る

る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、藤沢市に対し農用地利用集積計画案の作成について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき意見を求められたものです。

番号1は、このたび、新規就農される方の新規借受分で、資料は23ページからになります。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、御本人と面談し、就農計画等について確認しております。当該地においては、小松菜を作付けする予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

これは、もう少しわかりやすく説明してください。「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、わかりにくいので、かみ砕いて教えてください。

事務局（草柳真治主幹） もともと農地中間管理事業というのは、地主の方から、利用権で農業公社が借り受けます。借り受けた後、農業公社が利用配分計画を作成して、新しい方に貸し出します。この2段階に分かれる作業になりますけれども、制度が一部改正されまして、地主の方から農業公社が借り受けて、さらに貸し出す作業を一括して行うことが可能になりました。

なぜ改正されたかという、前段で言いました土地の所有者から公社が借り受けて、そこから、また改めて新しい方に貸し出すまでに時間がかかってしまう、通常の利用権よりも2カ月ぐらい余計にかかってしまうことがネックとしてありましたので、法律の改正によりまして、土地の所有者から公社が借り受

けて新しい方に貸し出す作業が一括して行えるようになりましたので、議案第22号のような形で一括して上程しているものになります。

議長（齋藤義治委員）　ここで「意見を求めます」ということですが、農業委員会としては、どういう意見を出せばいいのでしょうか。

事務局（草柳真治主幹）　これは、新しい方に貸し出すまでを、農業水産課で計画案として作成します。その計画案を農業委員会で承認して初めて、それを公告することによって賃貸借の契約が生じる形になります。

ですので、農業委員会としては、新しく借り受ける方が適切なかどうか、審査をしていただくような形にはなります。

議長（齋藤義治委員）　皆さん、多分地区協でこれを御覧になったと思いますが、例えば生産量ですとか販売価格ですとか、皆さんが経営をしているのと、ちょっとかけ離れている数字が出ているのではないかと思います、その辺はどのように感じますか。

これは、農業アカデミーが出している数字だと伺っていますが、この数字は現実的ではないのではないかとということで意見が出ていましたけれども、山口さんどうですか。

14番（山口貞雄委員）　先ほどの藤鶴・村岡・明治地区の地区協で意見を出させていただきましたけれども、こういう申請について、私自身は、長い経験の中で、所得が順調に伸びてくれればいいのですが、現実には、自分がやっている範囲内では、ほど遠いのではないかと、そういう意味合いで、この申請についての数字は現実的ではないのではないかと思いますので、先ほど地区協で発言をさせてもらいました。

議長（齋藤義治委員）　はい。

農業委員会として意見書を出すので、この数字的なもので、もし何か感ずるところがあったらお願いします。

熊山さん、どうぞ。

4番（熊山直行委員）　当人の前ではなかなか言いにくいのですが、農業アカデミーでは、どういう基準で単価、価格を出しているのか、この単価で実際に流通し

ていれば農業をやめる人はいないのではないかという感じがします。

それは、いつも終わってから内々で話をしていますけれども、この値段的なものは、もうちょっと見直したほうがいいのではないかという感じはします。

こういう話を、新たにやる人の前で、頭からおさえるようなことは言いにくいのですが、そういうことは感じますね。

議長（齋藤義治委員） はい。

ほかには、何か感ずるところはありませんか。

井上さん、どうですか。

7番（井上哲夫委員） 野菜のことは全然わかりませんとも言えないのですが、我々の判断でも、これだけ稼ぐのは大変なことではないかという気はしますね。それが2年後に、1人でこれだけやったとしたら、むしろ、かなり順調ではないかと思われまうけれども、果たして……、どうですかね。

議長（齋藤義治委員） はい。

農業アカデミーの数字がこのようなことになっているので、こちらから農業アカデミーに、もう少し現実的な数字にしてくれと言うことも一つの意見ではないかと思しますので、その辺は、皆さん感じているところだろうと思います。

何かほかにございませぬか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ほかにならぬようございますので、採決をいたします。

議案第22号について、承認することに御異議はございませぬか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第22号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、報告第8号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主任。

事務局（森 大晃主任）

それでは、日程第 7、報告第 8 号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号 1 は、借主が家族の介護を行うため、耕作が困難になったことから、利用権合意解約の通知を受けたもので、この土地の新たな利用について、日程第 8 議案、第 2 3 号の「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に対する意見について」に上程されております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等ございましたら、お願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 8 号を終了いたします。次に移ります。

日程第 8、議案第 2 3 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に対する意見について」、説明してまいります。

今、説明がありました日程第 7、報告第 8 号で解約した農地について、改めて記載の方が中間管理事業で借り受けるものです。

設定後は、小松菜を作付けする予定となっております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

―― ―――  
―― ―――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 23 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 23 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 9、議案第 24 号「特定農地貸付け承認取消しについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「特定農地貸付け承認取消しについて」、説明してまいります。

本件につきましては、国道 467 号線にある「高倉中学校」交差点から西北に約 350 m の土地になります。

資料は 26 ページをお開きください。

本件については、平成 25 年から土地所有者が開設している市民農園において、廃止する旨の申し出があったものです。

利用者につきましては、昨年 11 月に廃止する旨、周知をしており、引き続き農園利用の希望者については、4 月に新規開設で承認した高倉の市民農園に移る形をとっており、利用者に不都合をもたらさないよう適正な対応をとっていると判断されます。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

―― ―――



―― ―――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第24号について承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第24号について承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第10、議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明してまいります。

地区、六会・長後。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおりです。相続人、住所氏名、記載のとおりです。特例農地、地番、高倉字枯藪。地目、田現況畑。地積、161㎡、外17筆。高倉字上河内。田。337㎡、外8筆、合計25筆で1万23.95㎡です、区域区分につきましては、高倉字枯藪が生産緑地、高倉字上河内が調整区域（農用地）になります。相続開始年月日は、令和元年10月21日。経営面積は、1万678㎡。現地確認日は、令和2年6月16日です。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

2番、渡貫委員。

2番（渡貫直正委員） 本件につきましては、令和2年6月16日に相続人の妻と私、渡貫、事務局の伊藤さんで現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、生産緑地である高倉字枯藪の農地は、夏野菜及び秋野菜の準備中、また果樹の栽培が行われておりました。調整区域である

高倉字上河内の農地は水稻準備中、1筆のみ野菜準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第25号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第25号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第11、議案第26号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主任。

事務局（森 大晃主任） 「非農地証明願について」、説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、瀬郷字中谷、1筆。地目、畑。地積、327㎡。内容は、昭和46年に牛舎を建築。平成元年頃からは農業用倉庫として利用し、現在に至る。確認資料（平成8年航空写真）。現地確認日は、令和2年6月16日です。

地区、六会・長後。番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、円行字馬渡、1筆。地目、田。地積、396㎡。内容は、平成5年頃より資材置場として利用し、現在に至る。確認資料（平成19年航空写真）。現地確認日は、令和2年6月16日です。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

4番、熊山委員。

4番（熊山直行委員） 本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「大蔵」交差点から北東に約600mの土地になります。

資料は27ページをお開きください。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地は、原則非農地に該当しませんが、申請地には、10年以上前から農業用施設が設置されているため、例外的に非農地に該当できるものとなっております。

申請者によると、瀬郷字中谷の土地については、昭和46年に牛舎を建築。平成元年頃からは牛舎としての利用をやめて農業用倉庫として利用し、現在に至るとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、6月16日に地区委員の私、熊山と、事務局の森さんで現地確認をし、申請どおり農業用倉庫であることを確認しております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

13番、田代委員。

13番（田代恵美子委員） 本件の申請地につきましては、石川・二本松線「石川山田」の交差点から東に450mの土地になります。

資料は28ページをお開きください。

申請者によると、円行字馬渡の土地について、平成5年頃より資材置場として利用し、現在に至るとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和2年6月16日に地区委員の私、田代と、



以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第9号を終了いたします。次に移ります。

日程第13、議案第27号「令和3年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から説明をさせていただきます。お手元にあります「藤沢市農業委員会総会議案（別冊）」を御覧ください。

日程第13、議案第27号「令和3年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書の提出について」でございます。

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、令和3年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について、合同小委員会で取りまとめをしたので、承認を求めるもの。

次のページに、かがみ文を載せてあります。読み上げさせていただきます。

日ごろから、農業委員会の活動に格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、温暖な気候と平坦な地形等の良好な自然条件と、大消費地を控えた有利な立地条件のもとで、野菜、花き、果樹、植木、畜産などの都市型農業が展開されております。

市内に広がる豊かな田園風景は、市民に新鮮で安全な農産物を提供するとともに、緑地空間、防災空間として、また、都市部に住む人にとっては「心のふるさと」として魅力を感じさせてくれます。

しかしながら、本市におきましても農家世帯の高齢化、後継者や担い手不足、遊休農地の増加とともに、台風や異常気象による莫大な被害、ことしについては、新型コロナウイルス感染拡大による各種イベント中止や飲食店の営業自粛など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

こうした中、農業委員会といたしましては、農地の保全等に係る所掌事務の厳正な執行はもとより、最重要業務である「担い手への農地等の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、「農地等の利用の最適化の推進」を、関係機関や団体と連携し、より一層努力してまいり所存でございます。

本市農業の輝ける未来に向け、全ての農業者が誇りや希望をもって営農を続け、新鮮で安全な農作物を市民の皆様に提供できるよう、令和3年度の本市の予算編成並びに農業施策に関して、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出させていただきます。

次の1ページからが、具体的意見の内容になります。

令和3年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書

#### 1 担い手への農地利用の集積・集約化のための施策

##### (1) 水田の保全に対する支援・助成について

① 各農家とも水田を耕作しても利益にならず、水田の保全が大変厳しい状況である。水田保全事業の財源となる環境基金からの繰り入れが難しいと聞いているが、水害防止等多面的な機能を有する水田を今後も維持するとともに遊休化を防ぐためにも、エコファーマー等を対象に奨励金を交付する水田保全事業については、実施を継続していくこと。

② 藤沢市稲作部会が設立されたことを受け、市内にライスセンター等を設置し、乾燥や精米等、稲作農家が共同で作業できる場所づくりを進めること。

- ③ J Aが行っている農業機械受委託利用事業において、稲刈り等の作業を新設するよう働きかける等、新たな支援策の検討を図ること。
- ④ 面積が狭く作業効率が悪い水田については、耕地整理を行い区画を広げる施策を行うこと。

## (2) 農道や水路等の整備について

農業用水路については、支線を含めて老朽化が著しく、全面的な改修の必要性を強く感じているところであるが、補修費用については地元3割、市7割の負担割合となっており、全面改修となった場合には地元にとっては非常に大きな負担となる。多面的な機能を有する水田を今後も保全するため、農業用水路の改修は喫緊の課題であることを認識し、また、近隣においては、改修において地元負担を求めない市も多いことから、本市においても地元負担をなくすよう、負担割合を定めた条例等の改正を行うとともに、全面改修の推進を図ること。

## (3) 人・農地プランの実行について

人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」については、実質化に向けた地区ごとの話し合いを行う予定になっているが、多くの農家が、藤沢の農業の将来に関心を持ち、地区農家の総意でプランが進むよう、市が中心となり実効性の確保に務めること。

2 ページに進みます。

## 2 遊休農地の発生防止・解消のための施策

### (1) 遊休農地の発生防止について

平成29年度から、遊休農地への課税強化が実施されているところであるが、さらに所有者が農地の遊休化を回避するような実効性のある施策を講じるよう、国、県に要望すること。

### (2) 遊休農地解消における支援について

現在、遊休農地解消対策事業として、遊休・荒廃農地の所有権、または利用するための権利を取得し、開墾する際に要する費用の助成

を行っているが、開墾後の耕作継続が課題となっている。

遊休農地の解消を推進するため、事業の継続を要望するとともに、制度を知らない農業者も多いことから、関係機関を通じて周知を図ること。また、新規就農者が利用できる農地を確保するためにも、新規就農者を対象とした新たな遊休農地解消の支援策を検討すること。

### 3 新規参入の促進のための施策

#### (1) 後継者や新規参入者への支援について

- ① 農業後継者等若手農業者の育成を支援するため、新規就農者を含め幅広く農家の意見を聞くとともに、経済的負担の大きい農業用施設や機械の更新費用について助成すること。
- ② 営農の活性化や担い手の育成の充実を図るため、市とJAが密接に連携した農業支援に関する窓口の一本化等、農家に寄り添った効果的な施策を検討すること。
- ③ 農業次世代人材投資資金については、制度改革によって農業後継者も交付対象になりやすくなったことを、各農家に積極的に情報提供すること。

3 ページに進みます。

### 4 その他地域農業の維持・発展のための施策

#### (1) 地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について

6次産業化を含めた藤沢産農畜産物の一層の消費拡大を図るため、次の取り組みを推進すること。

- ① 小・中学校給食における藤沢産農畜産物の利用促進を図るべく、市域全校において利用品目や利用量のさらなる増加に向けた取り組みを推進すること。

また、給食を通じて市内産の農産物に関心を持つとともに、地元で採れた野菜の新鮮さや安全性を理解するよう食育を進めること。



- ② 地産地消関係のイベントについては、PRが足りていないと感じるため、ユーチューブなど各種メディアを積極的に活用し、藤沢市内外へ藤沢産農畜産物のさらなるPRを図ること。
- ③ 本市においては、オリンピック競技が行われるとともに、今後の農業のグローバル化を鑑み、藤沢産農畜産物の安全性を消費者に効果的にPRするため、生産者がグローバルGAP等の認証を検討できるよう、研修会の開催や支援策を検討すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大による個人需要の高まりを受け、安心・安全な藤沢産の農産物が注目された。今後も、非常時に備え、安定供給を確保するよう、市内農産物の重要性を積極的にPRすること。

また、イベント中止などの影響が重大な植木・花きについては、公共施設で積極的にその活用を図ること。

#### (2) 農業経営への支援について

農業経営の安定を図り環境保全型農業を推進するため、次の取り組みを推進すること。

- ① 市内畜産農家で発生する家畜排泄物等を、市内の各種農家が有効利用できるよう、堆肥舎の設置について支援すること。
- ② 援農ボランティアについて、地元企業を含めて広くPRを推進するとともに、オリンピック・パラリンピックの都市ボランティアなどに声掛けをするなど、人材の確保を図ること。また、多くの農家で受け入れができるよう、また、地区で偏りが生じないように、制度づくりと支援策を検討すること。

4 ページに進みます。

#### (3) 有害鳥獣対策に係る支援について

農業被害をもたらす鳥獣の捕獲後の処分費支援の継続と、カラス等鳥獣の効果的な防除策や個体数の管理を、神奈川県や関係機関と協力して検討すること。また、一昨年からジャンボタニシが

大量発生し始め、水稻被害が懸念されることから、駆除について適切な支援を行うこと。

(4) 農業・農地の有益性に関する啓発について

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的な機能を持つ農業・農地の有益性を広く市民に啓発すること。また、農地への不法投棄やペットのフン害及び有害鳥獣への餌やり防止等の対策を図ること。

(5) 浸水対策について

近年、集中豪雨による農地の浸水被害が発生しているため、河川浸水対策のさらなる推進を図るよう神奈川県に要望すること。

(6) 農業残渣等の廃棄に係る支援について

野焼きは、農業のためのやむを得ない焼却は認められているが、苦情等で野焼きを実施できない状況でいる。農家が農業残渣や剪定枝等、農業で発生した廃棄物の処理について苦慮していることから、廃棄物の回収等、農家支援の方策を検討すること。

(7) 台風や雹害等、自然災害による農産物等の被害対策について

台風や異常気象等の影響により、作付け不能になったり収量が下がるなど、農業経営を継続する上でさまざまなリスクが想定される。平成31年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする農業共済の「収入保険」の取り扱いが始まっているが、メリット・デメリットを含め、農家が正しく理解した上で活用できるよう、保険制度の効果的な周知方法について実施主体に要望すること。

(8) 大規模災害発生時における支援について

大規模災害発生時の農産物等に対する市独自の支援事業の創設及び被災圃場の復旧・倒壊農業施設の撤去作業等における支援体制を構築すること。

5 ページに進みます。

(9) 中小規模経営体の支援について

食料・農業・農村基本計画の見直しを受け、地域農業を支える小規模・家族の経営体についても、将来に向けて営農が継続されるよう配慮するとともに、必要な支援策を講ずること。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

その他、何か意見はございませんか。

これは、来月市長に会って、こういうことを意見書として出しますが、ほかに何かございませんか。

藤沢市でも、農業のことについては、いろいろ理解を示していただいております。その中でも、最後の5ページの「中小規模経営体の支援について」ということで、漠然と書いてはございますが、例えば今回「令和2年度藤沢市農福連携推進事業」ということで補助金が出ます。

この概要は、「農業の新たな担い手を確保するとともに、高齢者、障がい者、生活困窮者、困難を抱える若者等の就農機会を確保し、社会参加を促進することを目的として、福祉施設等と連携する農業者を支援します。」ということ、障がい者ですとか高齢者の場合に、1日幾らということ、補助金が出るそうでございます。

こういうのも一つの成果ではないかと思っておりますが、具体的には、農業水産課に行くとパンフレットがございますので、ぜひとも利用していただければと思います。

事務局（嶋田勝弘事務局長） 少し補足をさせていただきます。

ただいま御説明いただいた事業につきましては、ことし6月の議会で補正予算を組ませていただいたものでございます。

農業の担い手がだんだん少なくなっている中で、手を借りる必要が生じた場合の対策として、福祉との連携があるのではないかとございませぬ。今までは、何かしらの委託料を払わなければいけなかったところを、若干ですけれども、補助をさせていただくということで事業を立ち上げており

ます。

それも、まだ議決したばかりなので、簡単なパンフレットを用意している  
だけですが、7月から受付が開始になりますので、新しいものができま  
したら、皆さんにお配りしたいと思っております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 今まで農業の手伝いというボランティアに頼って  
いたわけですが、こういう障がい者、高齢者の方にお問い合わせした  
場合に、多少ですが補助金が出るということでございますので、その  
辺は、利用しやすくなるのではないかと思います。

14番（山口貞雄委員） 高齢者というのは、何歳ぐらいからを考  
えていらっしゃるんですか。

事務局（嶋田勝弘事務局長） 基本的には65歳ぐらいからで  
すけれども、ただ、この仕組みの場合には、皆さんが雇うというこ  
とではなくて、高齢者施設を通じて雇い入れる形になるかと思  
います。

議長（齋藤義治委員） 「施設等」と書いてありますが、その  
辺は、幅を持たせているような感じですね。

事務局（嶋田勝弘事務局長） はい。

ことしは、まだ50万円ほどの予算しか出てい  
ませんので、これが進んでいけば、  
予算に反映していくものと考えられます。

議長（齋藤義治委員） 皆さんで利用していただければ、  
予算はまた追加できると思  
います。他に何かございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないよう  
でございますので、採決を  
いたします。

議案第27号について、承認することに御異議はござ  
いませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第27号について、承認  
することに決定を  
いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等はございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から、何点か報告等をさせていただきます。

先ほど会長からもありましたが、今の意見書について、7月6日、午後3時30分から、本庁舎6階の秘書課において意見の提出を行います。齋藤会長、渡貫職務代理、各小委員会の委員長でいらっしゃいます宮治潔委員、熊山委員、神崎委員には御出席のほどをよろしくお願いいたします。

なお当日は、ジャケットとノーネクタイでお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

それと、各地区協で御相談をさせていただきましたけれども、今後の小委員会のあり方について、各小委員会（園芸・農林・畜産）の役割分担が明確になっていないという現状がありますので、できましたら来期以降は、各地区協において意見を出し合っていただきまして、その上で、各地区協から2人ないし3人を選出いただいて、小委員会を1つ設けて、その場で意見の検討をしていただく方式をとることができたらどうでしょうかということ考えおります。

特に皆様から御異議等がなければ、来月の総会において規約等の改正をして、来年以降は、その形をとらせていただければと思いますが、何か御意見等がございますでしょうか。

（意見等：なし）

それでは、来月の総会において、規約の改正等を諮らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元にお配りさせていただきました、「7月 各地区協議会及び総会の開催について（通知）」でございますが、7月の17日に、各地区協議会と総会を1日で全てやる予定だということでアナウンスをさせていただきましたけれども、事前の御案内時間に変更がございます。

六会・長後地区、御所見・遠藤地区については、17日の13時から、六会・長後地区は分庁舎の4階、御所見・遠藤地区は分庁舎の2階で地区協議会を開

催させていただきます。藤嶋・村岡・明治地区は、14時45分から分庁舎2階の会議室で行います。総会につきましては、15時30分から本庁舎5階の5-1・5-2会議室で行う予定です。

六会・長後地区と御所見・遠藤地区の委員さんにおかれましては、地区協議会終了後、総会まで時間があいてしまいますけれども、恐れ入りますが、御対応をよろしくお願いいたします。事務局からは、以上となります。

事務局（嶋田勝弘事務局長） 本日はありがとうございました。

やっこのメンバーで総会ができて、このメンバーで地区協議会、総会を行うのも来月が最後となってしまいます。

3年間の皆様の御苦勞に応えるためにも、最後の総会のときには懇親会等を行いたかったのですが、落ち着きましたらお声掛けをさせていただきたいと思っていますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして6月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後4時03分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（5番） 宮治 潔 委員

署名委員（6番） 上田 洋子 委員